なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記(ｱ)から(ｴ)までの要件をすべて満たす工事の施工実績を有するとともに、その他構成員はそれぞれ平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｵ)から(ｸ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(ｵ)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｶ)　鉄筋コンクリート構造の橋脚又は橋台の工事。

(ｷ)　基礎形式が深礎杭の工事。

(ｸ)　上記(ｵ)及び(ｶ)は同一工事の施工実績を有し、(ｷ)は同一工事でなくてもよいが、(ｵ)の要件を満たすそれぞれの施工実績を有すること。

なお、上記(ｱ)から(ｸ)までの施工実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(b)　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｴ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(ｱ)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｲ)　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋又はＰＲＣ橋で、かつ、最大支間長が45m以上の工事。

(ｳ)　架設工法が移動支保工、片持式架設（トラッククレーン架設を除く。）、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。）のいずれかによる工事。

(ｴ)　上記(ｱ)から(ｳ)までは同一工事の施工実績を有すること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記(ｱ)から(ｴ)までの要件をすべて満たす工事の施工実績を有するとともに、その他構成員はそれぞれ平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｵ)から(ｷ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(ｵ)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｶ)　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋又はＰＲＣ橋の工事。

(ｷ)　上記(ｵ)及び(ｶ)は同一工事の施工実績を有すること。

なお、上記(ｱ)から(ｷ)までの施工実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(c)　異工種ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(d)　異工種ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

(3)　異工種ＪＶの協定　異工種ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書(乙)」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む異工種ＪＶの取扱い

上記７(1)(a)及び(b)の認定（上記７(1)(a)及び(b)の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む異工種ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、異工種ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７(1)(a)及び(b)の認定を受けていない構成員が上記７(1)(a)及び(b)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに異工種ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記７(1)(a)及び(b)の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７(1)(a)及び(b)の認定又は上記７(1)(a)及び(b)の一般競争参加資格がないとの認定（上記７(1)(a)及び(b)の近畿地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、異工種ＪＶとしての資格がないと認定する。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

異工種ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　異工種ＪＶの名称は、「京都第二外環状道路小塩高架橋工事○○・○○異工種建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に異工種ＪＶとして参加するためには、開札の時において、異工種ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の認定を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 22 年 11 月２日

株式会社ゆうちょ銀行　専務執行役
間瀬　朝久

1　調達内容

(1)　品目分類番号　14

(2)　導入計画物品及び数量
自動封入封かん機　28台

(3)　調達方法　購入等

(4)　導入予定時期　平成23年度以降

(5)　調達に必要とされる基本的な要求要件
詳細は説明書による。

2　資料及びコメントの提供方法　上記１(2)の物品に関する一般的な参考資料及び同(5)の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

(1)　資料等の提出期限　平成22年12月３日午前10時（郵送の場合は必着のこと。）

(2)　提出先　〒100―0013 東京都千代田区霞が関１丁目４番２号　株式会社ゆうちょ銀行コーポレートサービス部門総務管理部（備品調達担当）担当　大澤　雄二　電話03―3504―4627

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して調達説明書を交付する。

(1)　交付期限　平成22年11月２日から平成22年12月３日まで

(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。

4　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を調達説明書交付後別途開催する。

(1)　開催日時　平成22年11月16日午前10時30分

(2)　開催場所　１Ｆ入札室

5　その他

(1)　本公表に基づく資料提供招請説明会に出席を希望するものは、出席予定者を平成22年11月15日午前10時までに上記２(2)まで連絡すること。

(2)　この導入計画の詳細は導入説明書による。

6　Summary

(1)　Classification of the products to be procured : 14

(2)　Nature and quantity of the products to be purchased : Envelope Stuffing System Machine

(3)　Type of the procurement : purchased

(4)　Time limit for the submission of the requested material : 10 : 00 AM 3 December 2010

(5)　Contact point for the notice : Yuji Oosawa, General Administration Dept., Corporate Service Unit, JAPAN POST BANK Co., Ltd. 4―2 Kasumigaseki 1-chome Chiyoda-ku Tokyo 100―0013 Japan. TEL 03―3504―4627

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日

発行所　独立行政法人国立印刷局　東京都千代田区霞が関一丁目四番二号　〒100―8625　電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）